

レーガン・ブッシュ政権と最高裁判所

——ロー対ウェード事件判決をめぐって——

宇田川 史 子

1 はじめに

1993年8月、クリントン大統領によりアメリカ連邦最高裁判所の判事としてR・ギンズバーグが任命された。この人事では、史上2人めの女性最高裁判事が誕生したこと、民主党大統領としてはジョンソン大統領以来26年ぶりの最高裁判事任命の機会であること、また共和党政権下での最高裁の保守化にやっと歯止めがかかると考えられたことなどが注目された。91年に最高裁判事にC・トーマスが任命された時、上院の公聴会はセクハラ疑惑に揺れ上院自体が国民に「裁かれ」(Time) 威信が傷ついたと報道されたが、この時のショックは人々の記憶にまだ新しい。その時とは対照的に今回のギンズバーグ判事の承認は上院の議員が皆「安堵のため息」(New York Times) をつくほど順調であった。そのためこの機会に過去の大統領の最高裁判事の選び方に対する反省や批判が出てきた⁽¹⁾。

アメリカの政治構造は立法、行政、司法の三権分立の形態をとっており、それぞれの権力が相互に均衡と抑制を保つような仕組みが備わっている。しかしニクソン大統領以来26年間にわたる保守派の大統領による連邦裁判所判事の任命は、過去の積極的に社会改革を促す判決を出してきたウォーレン・コートの業績を押し戻し、司法消極主義を実践するような法廷に変える目的をもって行なわれた。判事任命はいわば大統領の手で司法府を改造する政策の一環であったと言えよう。大統領が最高裁判事を選ぶ時には、政権がめざす政策を遂行することを容易にするために政治信条の似通った判事を任命したり、また一期目の大統領であれば再選を有利に運ぶために役立つ人選を考えることは当然ありうる。かつてアイゼンハワー大統領がリベラル派に転じたE.ウォーレン判事の任命を後悔したというのは有名な話であるが、判事は終身制であり一旦判事に就任した後は大統領といえども判事を意のままには動かさない⁽²⁾。はたして共和党政権の保守革命で連邦最高裁判所はどのように変貌したのであろうか。これは検討に値する課題である。

1973年に連邦最高裁判所が「ロー対ウェード事件判決 (Roe v. Wade)」を出して以来、アメリカ社会で人工妊娠中絶問題は国論を二分するほどの広がりとおもった争点となって

きた。80年以来毎回の大統領選挙において、共和党は常に「生まれてくる子供たちの生命の権利を回復するために」憲法修正を綱領に掲げ、ロー判決を却下させようと最高裁に圧力をかけてきた。またそれを後押しする宗教右派集団が共和党内で活躍し、また社会でも中絶反対運動を強力に推進してきた。一方の民主党はこの間一貫して女性の中絶の選択権を支持する綱領で対抗してきたのである。

本稿ではまず80年代共和党政権を実現させる上で支持集団がどのような役割を果たしたのか、とりわけ妊娠中絶という争点が有権者が政党を選ぼうと決定的要因であったか否かという点から検討したい。また中絶の選択権という女性にとって重要な争点をめぐって80年代に女性有権者がとった行動や、さらにレーガン・ブッシュ両大統領と最高裁との関係を、政権からの働きかけや法廷でのロー判決をめぐる訴訟において考えてみたい。

結論を先にいえば、92年の大統領選挙において民主党へ政権の委譲が行なわれたことの一因は、共和党政権のロー判決を覆そうとする強引な姿勢が国民の支持を失ったことにあると言えるだろう。経済の問題が92年の選挙の決定的要因であったことは確かであるが、とりわけ80年代にレーガン・ブッシュ政権と政権内で大きな発言権を得た宗教右派集団であるキリスト教ニューライトの反女性的で過激な言動が女性有権者たちに危機感を抱かせたことも、クリントン政権誕生の見逃ごせない要因であると思う。

2 ロー対ウェード事件判決

80年代保守化の傾向がきわめて強まったアメリカでS・ファルデイが『バックラッシュ』⁽³⁾で検証したように、男女平等を要求する女性たちへの風当たりが一段と強くなりERA（男女同権憲法修正条項）が廃案に追い込まれ、それまでに女性たちが手にした妊娠中絶の選択権やマイノリティの優遇措置を促進するアファーマティブ・アクションの諸政策が保守政権や力を増した右派の宗教集団による攻撃の対象となった。具体的には73年バーガー・コートのもとで成立したロー対ウェード事件判決を違憲とすることがニューライト派の支持を受けたレーガン政権の大きな目標の一つであった。実際73年以来ロー判決ほど法律の面のみならず、道徳的、宗教的、医学的なさまざまな角度から論じられてきた判例はないといってよい。

ロー対ウェード事件判決の概略は以下の通りである。この訴訟は70年テキサス州で、望まない妊娠をした未婚の女性ジェーン・ローが州法で人口妊娠中絶は母親の生命を救う以外は犯罪とされていたため、居住地のカウンティのウェード法執行官を相手取り、妊娠中絶の規制は憲法で保証された個人の権利の侵害であり違憲であると集団訴訟の形で訴えた事件であった。最初ロー事件はテキサスの連邦地裁で裁かれ、その後上訴されて連邦最高裁判所が扱う事件となった。1973年最高裁は7対2でロー側の言い分を認めてテキサス州法を違憲と

し、以下のように判決文で定めた。

合衆国憲法は女性が妊娠を終了させるか否かを決定する権利を保証しているが、これは絶対的な権利ではないとし、妊娠期間の一期目（12週）の終わりまでは女性は医師と相談し中絶を決定できるが、二期目には女性の健康を保護するために州は中絶を規制することが可能となる。また三期目には州は生まれてくる生命が母体の外に出ても生存可能となるため、母親の生命を保護する必要がある場合以外は胎児の生きる権利を認めて中絶を禁止することができる⁽⁴⁾と定めた。判決文を書いたH. ブラックマン判事は、医学の進歩によって妊娠初期の中絶は満期の出産より安全となった現代では、州が母体の保護を理由に中絶を禁止する正当な理由はないと論じた。そしてこのような条件つきで女性は合衆国憲法修正第14条で保護された個人のプライバシーの権利として中絶を選択する権利を認められていると判断した⁽⁴⁾。

ロー判決後しばらくは判決をめぐる動きはなかったが、70年代後半から保守的傾向が増長し、ERAを不成立にする運動が勢いづくのと同時期にロー判決への風当たりが強くなっていった。たとえば76年にメディケイド（低所得者向けの医療福祉制度）では中絶をカバーしないことを決めたハイド修正法が成立した⁽⁵⁾。また連邦施設の医師が中絶を行なうことや治療目的以外の中絶希望者にアドバイスを与えることを禁止したり、また女性の生命を救う場合以外は雇用者は中絶を医療保険の特典から外したり連邦雇用健康保険から外すことなどを可能とするなど、さまざまな規制が考案された。そして81年レーガン政権の誕生によりロー判決はますます政治争点として注目を集めることになった。

3 ロー判決をめぐる政党支持パターンの変化

アメリカでは政治と宗教はごく初期の頃から密接な関係を保ってきた。また奴隷制の是非や禁酒運動、公民権運動、ベトナム反戦運動などで聖職者の果たした役割は大きく、このロー判決はいくつもの教派が80年代に政治にかかわるきっかけを与えた判決であった。レーガン大統領は強引にロー判決を覆すことを狙ってさまざまな手段を用いたが、このプロライフ（中絶反対）の政策を採ることは共和党内の女性議員や郊外の中流以上の女性たちを含めかなりの数のプロチョイス派（中絶容認派）を離反させるリスクを伴うものであった。したがってなぜ共和党政権がこれほど強引にプロライフの立場を固持してきたかは、共和党の支持集団、とりわけニューライトとの関係を考えなければ理解できないであろう。

1) キリスト教福音派・ファンダメンタリスト（キリスト教ニューライト）

中絶にかんして声高に反対し、この20年間政界で勢力を伸ばしてきた白人プロテスタント福音派やファンダメンタリストの諸教派がキリスト教ニューライトとよばれる集団である。

表：有権者の支持率（％）

	1976		1980		1984		1988		1992			
	カーター	フォード	レーガン	カーター	アンダーソン	レーガン	モンデル	ブッシュ	デュカキス	クリントン	ブッシュ	ペロー
白人	47	52	56	36	7	64	35	59	40	39	41	20
黒人	83	16	11	85	3	9	90	12	86	82	11	7
ヒスパニック	76	24	33	59	6	37	62	30	69	62	25	14
白人プロテスタント	41	58	63	31	6	72	27	66	33	33	46	21
カトリック教徒	54	44	50	42	7	54	45	52	47	44	36	20
ユダヤ教徒	64	34	39	45	15	31	67	35	64	78	12	10
白人キリスト教再生派	—	—	63	33	3	78	22	81	18	23	61	15

(New York Times, November 5, 1992 より作成)

キリスト教ファンダメンタリストは聖書を文字通り解釈し腐敗した社会とは交わらず、政治に関与しない分離主義を信奉する者が多かったが、70年代後半にアメリカ的生活様式の崩壊、離婚や犯罪の増加、婚外の出産、麻薬の蔓延など退廃した社会を改革するために政治活動が必要だと主張するリーダーが出始めた。ニューライトの運動の中心となったのは南部バプティスト連盟という主として白人信徒の集団である。南部の黒人バプティスト派も共通の教義を持つが前者とは別々の教会活動をしてきた⁽⁶⁾。

70年代後半以来社会改革を主張する宗教勢力の政治参加はリベラル派からは市民の自由を侵す危険があると警戒されたが、保守派の市民からは道徳的再生の源であるとして歓迎された。かれらは国、州、地方の議員に働きかけ、前述のハイド修正法などを成立させ、またオペレーション・レスキューのような過激な活動グループは中絶手術を行なう医師や施設を脅迫し93年春には医師を射殺する事件も起きた。そのため手術を拒む医師や診療所が数多くなっており、憲法で保証された中絶の権利の行使が困難な地域がある⁽⁷⁾。

南部のキリスト教福音派は元来民主党の支持層であり北部の同派も貧困層に属する者が多いため他のプロテスタント諸派よりも民主党びいきであった。彼らが共和党支持に変わった動機を64年の公民権法や、サンベルト地帯の発展により生まれた新興の中流階級、また自己が帰属する宗派内のリベラルなエリート指導部への反発などに求めることもできる。しかしこの福音派は76年の大統領選挙において南部バプティストのカーターを仲間とみなし熱狂的に支持した事実からも、この頃までは確固とした共和党支持集団となっていなかったと考えられる。カーター政権が彼ら利益集団を顧みず私立学校への免税措置を廃止したことを不満とし80年にはレーガン支持に変わったが⁽⁸⁾、レーガン自身も経済の停滞や生活様式や価値観の変動に不満を抱く南部の人々の支持を取りつけようとし、有権者登録運動により新規に登録した200万人がレーガンを支持した。勢力を伸ばした白人のプロテスタント福音派は80年

代には全有権者のおよそ20%を占めるまでに信徒数が増加した⁽⁹⁾。

70年代後半に南部において旧来の保守派活動家達はファンダメンタリストの指導者を立てていくつかの運動を組織した。中絶の禁止，公立学校での祈りの復活，ポルノがもたらす問題などの社会的議題は宣教師らを政治に引き込むきっかけとなり，またテレビ伝道が信徒を増やす武器として用いられた。J・フォルウェルは79年モラル・マジョリティを結成し，また全国クリスチャン行動連合やクリスチャン・ボイスもこの頃結成された。彼らにP・ウェリッチ，R・ビガリーらワシントンの保守派のロビイストたちはダイレクトメールによる基金集め，メディア操作，コンピューターを用いた草の根の政治組織などの方法を教え，彼らは連合して国政により大きな影響力を行使することに成功したのであった⁽¹⁰⁾。

キリスト教ニューライトの指導者たちは教会の組織と地方の共和党の組織を巧みに結びつけ，また他の圧力団体と連携するなどして政治的な成功を治めてきた。ニューライトがしてきたことは一見信徒を扇動した大衆抗議行動にも見えるが，全てオールドレフトの成功を真似た洗練された技術に裏付けられた行動であるとビガリーは分析している⁽¹¹⁾。彼らは84年のレーガンの再選のためにも活発な運動をした結果，白人福音派の80%がレーガンに投票した。従来政権に近かった宣教師のB・グレアム師らは宗教と政治に一線を引いていたが，ニューライトの宣教師は公然と政権内部で実力をふるったところに特徴がある。そして中絶などの社会的議題を強調する作戦によって，彼らは福音派，プロライフ派のカトリック教徒，プロテスタント主流派信徒のブルーカラー労働者らを連携させ共和党支持層とした⁽¹²⁾。

レーガン政権は，党の基本的活動にとって重要とみなす経済や社会政策は独自に立てたが，家族や生殖にかんする道徳的争点ではキリスト教ニューライトの主張を全面的に政策に取り入れた。学校での集団の祈りや中絶非合法化を憲法修正で保証すると政権は約束し彼らを共和党の傘下に集めたが，彼らをたえず動員された状態に置くためにホワイトハウスはリップサービスに努めるのみで，議会に法案を提出してもあえて成立をめざす努力は払わなかった。その理由を新たな支持集団となったヤッピーら高学歴の若者達を疎外する政治的リスクが大きかったからだと政治評論家のS・ブルメンソールは分析している⁽¹³⁾。とりわけ中絶に関しては，レーガン政権の上級スタッフの中にもたとえばミス大統領顧問のように個人的にはプロチョイスの人もあり，ニューライト派の主張をとり入れることは政権継続の手段と割り切っていた節が見える⁽¹⁴⁾。

2) プロテスタント主流（メインライン）派

メインライン派にはメソヂスト，長老派，監督教会派や合同キリスト教会などの教派が含まれる。南北戦争以来北部の主流派が共和党の核となり，以来今日まで信徒の共和党支持

は継続している。80年の共和党の綱領に掲げられた「家族、近隣、労働、平和、自由」は主流派の倫理そのものであり、レーガン政権の伝統的な道德価値を政策に反映するという公約はファンダメンタリストらだけでなく主流派の人々にもアピールした。またこの派の信徒は経済的には上流階級が多く、地域的、世俗的なイデオロギー的関心や共和党への古くからの忠誠心も共和党支持の要素としてあげられる¹⁵⁾。

一般の信徒はこのように中道保守的思想を信奉しているが、主流派教会の指導者たちはキリストの教えのなかにリベラルな思想を見いだし、レーガン政権のあらゆるプログラムに反対し、福祉国家の拡大、自然環境の保護、男女の役割分化への反対、一方的核兵器縮小などを主張してきた。中絶にかんしても指導部は胎児の生命を尊重するが母親の生命の神聖さと安寧も尊重せざるをえないとして、中絶を否定しない。このように信徒と指導部のギャップが現在も主流派では問題となり信徒数は減少の傾向にある。この派において中絶は個人の問題として捉えられ、キリスト教右派のように信徒より保守的な宣教師が信徒を投票所に向かわせるような指示は行なわない。

3) カトリック教徒

アメリカではカトリック教徒は後発移民であり貧困層に属する者が圧倒的に多かったため、1930年代以来福祉国家をめざす民主党を支持してきたが、50年代以降中流階級入りを果たしたカトリック教徒のなかに共和党支持に変わる者が出てきた。フェミニズムが再興した60年代後半、カトリック教会は中絶反対の運動を始め、ロー判決が出された翌74年ヴァチカンは「中絶にかんする宣言」を発表し、中絶は殺人という重大な罪であると警告した。このようにロー判決はカトリック教会が国政に参加する重要なきっかけとなり、84年の選挙では中絶の全面的禁止を求めてプロライフ派のカトリック教徒がプロテスタント福音派と手をつなぎ運動の中心勢力となってきた。しかし65年の第二ヴァチカン会議以後リベラルな改革がカトリック教会内で行なわれた結果、教会内は保革がさらに分裂する状況も起きている¹⁶⁾。

80年民主党は女性の中絶権を支持したため、レーガンに投票したカトリック有権者はカーター支持より8%多かった。84年に民主党はカトリック教徒の女性副大統領候補G・フェラーロを擁立することでフェミニストとカトリック有権者の両方の票の獲得を狙ったが、後者の54%がレーガン支持に流れた。この年オコナー・ニューヨーク大司教はフェラーロ候補がカトリック教徒でありながら女性の中絶の権利を認めると発言したことを非難する文書を発表し、それに対して本選挙の直前 *New York Times* にカトリックの尼僧や神父らが連名で抗議の広告を載せて対抗し、更にバティカンはいこれらの人々に抗議文の撤回か教会からの退会を迫るという騒動に発展した¹⁷⁾。中絶問題を決定的争点と考えるカトリックの有権者の一

割は共和党に鞍替えしたが、一般的にカトリック教徒の中流階級化とともに民主党との伝統的なつながりは薄れたといつてよい。しかし近年数を増してきたヒスパニック系カトリック教徒は貧乏な者が多いこともあって民主党支持者が多いが、大多数は中絶反対派である⁽¹⁸⁾。

4) ユダヤ系アメリカ人

伝統的に民主党支持層であるユダヤ系アメリカ人の支持政党のパターンに幾分変化が起こったきっかけは、民主党政権下でのアファーマティブ・アクションであった。同じく都市生活者である黒人らと競合して職を奪われる恐れから共和党支持に変わる者が出たが、正統派信徒以外は思想的にリベラルなユダヤ系の人々にとって中絶の選択権を女性が持つことに異論はなかった。76年にユダヤ系の60%以上がカーターを支持したが、80年にはレーガンとカーター支持とに分かれた。84年民主党に反ユダヤ主義と目される黒人のJ・ジャクソン師が有力政治家として出現したことは懸念されたが、レーガン政権の中東政策やプロテスタント右派が厚遇され政治と宗教が結びつく危険性を見て、結局ユダヤ人票の2/3はモンデールに投ぜられた。この選挙戦でレーガン陣営は200万ドルをかけてユダヤ系の支持を引き出そうとしたが失敗し、80年よりも7%も支持率が減少した。共和党がキリスト教福音派をひきつけることに専念すれば、ますますユダヤ系の人々を党から疎外する結末は将来ともに予測できる⁽¹⁹⁾。

5) アフリカ系アメリカ人

アフリカ系のプロテスタント信徒はニューディール政策が貧民救済を意図していたことやこの集団の過半数が貧困層にいたことで民主党支持にまわる人々が急増し、それ以来圧倒的に民主党支持を貫いている。彼らは所属する教会の牧師らの指導をうけて投票するパターンが従来一般的であり、ジャクソン師ら指導者が民主党支持を打ち出していることもあって、彼らは選挙毎に80%以上の高率でブロック票を民主党に投じてきた。無知ゆえに10代の未婚の母となる少女にはアフリカ系が多数おり、こうした貧しい少女や女性にとって安全な中絶が反対派の運動により手に入りにくくなっていることが、アメリカの中絶問題の核心にあると言えよう。黒人女性が中絶を受ける率は白人女性の2倍に上っている⁽²⁰⁾。

4 レーガン政権と女性有権者の対応

中絶の問題は宗派とは関係なく、教会へ行く頻度が多い人ほど中絶に反対の態度をとると政治学者J・ヒンメルスタインは論じる⁽²¹⁾。しかし前述 (p.18) のフェラーロをめぐる宗教論争の際、カトリック教会の非難に抗議した人々の中に貧しい女性たちを救済する施設で働

いていたシスターたちがいたが、彼女らは教会からの抗議撤回命令に何年も応じなかった⁽²²⁾。このシスターたちは中絶の非合法化がもたらす悲劇を一番良く知る現場にいてそれに反対していたのであり、信仰の篤さや生命の尊重というレベルでのみこの問題を考えることはできない。むしろレーガン政権がめざしたビジョン全体において女性に課せられた役割や中絶の権利のもつ意味を考えることが、この問題を包括的に理解するために必要であろう。

1) 女性の二分化

中絶の問題は女性にとりわけ重要な問題であるが、上記の教派別の政党支持のパターンではジェンダーが検討されていない。女性の場合は教派や民族集団への帰属よりも、教育程度や職業の有無という条件が中絶にかんする態度を左右しているのではないだろうか。女性の中絶権を支持する人たちの多くは、大学卒かそれ以上の教育があり職業をもった中流以上の女性たちであり、ERA や中絶の権利は自立した生活のために必要なものとみなされている。一方「ストップ ERA 運動」を成功させた P・シュラフリィらが運動に引き入れた女性たちは主に夫に依存した生活を送っている主婦たちであり、収入が少なく教育程度も低く大半が下層中流階級の女性たちであった。この運動は ERA が女性が受けてきた庇護を取り払ってしまうものであり、また中絶の権利は結婚の枠を破壊したり、男性を子供の養育の責任から解放するものであるとか、殺人であると訴え、保守的な女性たちの道徳観や夫に捨てられる恐怖感にアピールすることに成功した⁽²³⁾。このように男女の権利や中絶のような社会的議題は、中流の女性対労働者階級の女性、職業をもった女性対主婦、という対立の構図を鮮明に作り出し女性の分断を深化させたと言えるだろう。

レーガンが称賛した『富と貧困』の著者 G・ギルダーは、資本主義経済において成功する秘訣は仕事・家族・信仰であり、これらを欠いた者が貧困層の人々なのだと論じている。彼の論理では家族とは男性の所帯主がいて経済的に依存した女性が主婦である核家族を指し、女性が職をもって経済力をつけることは家族制度が破壊されることになるので認められない⁽²⁴⁾。一部とはいえ女性が大きな経済力と政治的発言権をもち男性に依存しなくなったこと、また不況になるにつれ数少なくなった職を男女が争う状況が生まれたことも、男性の保守化や反女性的ムードに拍車をかける一因になったことは否めない。レーガンが80年の共和党綱領から ERA の批准促進をはずさせた意図もギルダーの持論と考え合わせると良く理解できる。この論理に従えば、中絶の選択権を女性に与えることは女性が自らの体をコントロールできるようになり、男性並みに社会で働く自由を得ることであるから当然認められないという結論に達する。これはキリスト教ニューライトの主張とうまく重なり、男性優位を保持しようとするレーガンの政策を生命尊重というオブラートで包むことができたのである。未婚

の母、母子世帯、黒人青年失業者など多くの低所得者を困窮した状態に陥れ、家族の崩壊を
 進化させた責任は共和党政権にあると保守派の論客 K. フィリップスは主張しているが⁽²⁵⁾、
 その一方で共和党は家族の価値の重要性を説くという矛盾が92年の選挙では露呈した。

2) ジェンダーギャップの存在

アメリカ社会の右傾化と同時期に「ジェンダーギャップ」と言われる現象が注目されだした
 が、これは選挙の時に女性が保守的な候補者に反対し対立候補にまともな票を投じる現象
 を指す。80年の大統領選挙でレーガンに対して男性票より女性票が8%も少なかったこと
 が明らかになり、またこの年は女性が参政権を獲得して以来初めて男性の投票者を数で上
 回った。その理由として従来女性の伝統的な関心事は平和や貧困層の救済などと考えられて
 いたが、男女同権や女性の経済的自立も女性の新たな関心事となったことや、多くの女性の
 高学歴化や労働市場への参入が女性の政治的関心を高めたと考えられる。それ以前はジェン
 ダーギャップは注目されなかったが、80年は世論調査技術の進歩、ギャップの存在を広めよ
 うとする女性集団の運動、マスメディアの報道、という三者がそろって「レーガンのジェン
 ダーギャップ」として知られるようになった⁽²⁶⁾。

全米女性機構 (NOW) や全米女性政治コーカス (NWPC) はジェンダーギャップの存在
 を民主党に注目させ、84年には女性の副大統領候補を出させることに成功した。一方レーガ
 ン大統領もジェンダーギャップを気にして、一期目は女性判事の S. オコナーを最高裁に送
 り込んだり、J・カークパトリックを国連代表とするなど再選に向けて女性票をとり集める
 ための対抗策を打ち出した。しかし82年の中間選挙では女性有権者は連邦議員や州知事選挙
 においてますます民主党支持に傾いていく現象が注目された。レーガンが83年 M・ヘック
 ラーや E・ドールら女性を閣僚に迎えたこともジェンダーギャップへの対応と見てよいであ
 る⁽²⁷⁾。

レーガン政権は軍事費を増大し金持ちや企業を優遇する税制を取り入れる一方で社会福祉
 費用を削減し、その犠牲となった貧困層の過半数は女性で占められていた。そのためレーガ
 ン大統領のこうしたアリバイ的女性の登用では女性有権者は納得させられなかった。中絶問
 題に象徴された共和党政権に不満を抱く女性集団が結集し、後述のように92年の民主党政権
 誕生を導く大きな力となったと言えるだろう。

5 レーガン大統領と最高裁判所

1) 判事の任命

レーガン支持層の中心をなす中流以上の白人男性の多くが、50年代以来リベラルな判決を支持しマイノリティにたいしてこれまで設けられてきた差別の壁を取り払ってきたウォーレン・コートとその路線を引き継いだバーガー・コートにたいし憤りを持っていたと言われる。レーガン政権は中絶、アファーマティブ・アクション、バス通学などアメリカが抱えている問題のいくつかは最高裁のこれまでの判決から生じた問題であるとみなし、最高裁を保守化することで事態を変えようと考えていた。

合衆国憲法の第2条は大統領が最高裁の判事を指名し、上院の助言と同意を得て任命すると規定しているが、大統領が最高裁に対して取れる手段は二通りある。1)判事の任命、2)訟務官 (Solicitor General) を通して主要な訴訟に介入し、政権の考えにそって再考するように最高裁に求める、というものである⁽²⁸⁾。連邦判事の人選は従来司法省の管轄であったが、レーガン政権はこれをきわめて重視し、一期目はミス大統領顧問がリーダーシップをとり委員会で判事候補者の思想的背景を徹底的に調べあげ、推薦した候補者をFBIにチェックさせ、アメリカ法曹協会 (ABA) に評価を求め、大統領に推薦するという手順をとった⁽²⁹⁾。

87年までにレーガン政権下で保守的思想を買われて任命された連邦裁判所判事は全体の42%以上にのぼり、主として裕福な白人共和党員の男性が選ばれたが、概してABAの評価では以前の政権で任命された判事と比べて資格が劣っていたと言われる⁽³⁰⁾。レーガン政権が思い通りにならない議会ではなく連邦裁判所に国内政策の議題を遂行する中心的役割を果たすことを期待し、判事を選択・任命に思想面で制約を課したせいであろう。またレーガン大統領は保守的な思想の訟務官を任命し、上訴された事件の中から重要と思われるもの、たとえば公民権、中絶、学校での祈り、投票権法などの事件を最高裁が扱うように要請し、好ましい判決が出るよう影響力を行使しようとした。そのため1870年に創設されて以来訟務官は最高裁の9人の判事に次ぐ10人目の判事とも「政府の法的良心」ともみなされていたが、レーガン政権においてこのポストは大統領の党派的スポークスマンに変質したと言われている。また最高裁の判事の多くもこの訟務官の変質に懸念を表明していた⁽³¹⁾。

大統領の最初の最高裁判事の任命は政権発足3カ月後シュワート判事の辞任にともなうで行なわれた。レーガンは女性判事のS・オコナーを任命したが、最高裁の191年の歴史において102人目にして初めての女性判事であった⁽³²⁾。これに先立つ80年の秋、レーガンは本選挙の直前に女性有権者に取り入るため、最初の最高裁判事に女性を選ぶと公約していた⁽³³⁾。

また選挙後に実際にジェンダーギャップが判明したこともあり、オコナーの任命は保守派の判事を選ぶという政策の実現と、党派的計算から再選を狙ってとられた行動であると言える。このオコナー任命は各界からこぞって評価されたが、唯一反対を表明したのがモーラル・マジョリティらニューライトの集団であった。オコナーがアリゾナ州議員であったとき ERA を支持したこと、また中絶容認派であるとみなされたことが反対の根拠であった⁽³⁴⁾。しかし上院での承認のための公聴会ではオコナーの中絶に関する見解は、先入観をもって判例にあたるべきではないという理由で明らかにされなかった。これはその後のレーガン・ブッシュ大統領が任命する候補者たちが公聴会で一様に用いた口実であるが、もちろん真の理由は異なった思想の議員からの追求を避けるためであった⁽³⁵⁾。

オコナーはレーガン一期目に任命された唯一の最高裁判事であり、初の女性判事とあってその挙動が注目されたが、常に保守的な意見を保持する W. レーンキストらと異なりどのような判断を下すか予測がつかないことがしばしばあった。保守派といってもオコナーはレーガン政権の方針に反対して、たとえば黒人や女性へのアファーマティブ・アクションを認めたり、学校での祈りに関する規定を破棄する採決を支持したり、また中絶にかんしてもレーンキストら保守派に同調せずロー判決を支持するなど予想外の行動をとることがあった。これはレーンキストや A・スカリアが事件に法的解釈を当てはめて常に客観的に結論を出すのに対して、オコナーは事件ごとに関与する人間や結果を考慮して結論を出すためであると法廷記者の D・サベジは観察している。この辺に判事のジェンダーの違いが表れていると言えるかもしれない⁽³⁶⁾。

84年の選挙でレーガンは圧倒的な得票で再選されてから、最高裁にたいして明確で過激ともいえるアプローチをとり始めた。レーガンの代弁者を務めたのが85年に司法長官になったミースであり、彼は84-85開廷期が終わった直後 ABA でのスピーチで、判事は法を解釈するものであって、強制バス通学やアファーマティブ・アクションなどは判事が法を作った越権行為であったと司法積極主義を批判した。また別の機会にはミースは司法府に限らず行政府も立法府もその公務遂行にあたって憲法を解釈する義務があり、大統領は最高裁の解釈を拒否する権限があると大胆な主張をした⁽³⁷⁾。

過去において大統領と最高裁の関係が紛糾した有名な事例として、1937年 F・ローズヴェルト大統領が、自ら提案した議会が承認した経済復興計画を最高裁が却下したことに怒って最高裁判事を入れ替えようとしたことがあった。しかしレーガン大統領の場合は事情が異なり、議会が承認していない政権独自の見解を最高裁に後押しさせようとしたわけであり、かなり無理な期待を持って最高裁を動かそうとしていたのである⁽³⁸⁾。

86年バーガー首席判事の辞任にともない、レーガンは最高裁きっての保守派レーンキスト

を首席判事に昇格させた。これは大統領にとって最高裁を一層保守的な軌道にのせるまたとない好機だった。レーンキストは一貫して思想的に最右翼の立場を保持し、死刑支持、学校での祈禱支持、また人種統合教育やアファーマティブ・アクションや中絶には反対の態度を表明していた⁽³⁹⁾。このレーンキスト・コートにはさらに保守派のスカリアが加わり、また翌87年には中道派と目され妊娠中絶など女性の権利を支持したL. パウエルが辞任し、最高裁の9人の判事の保革の力関係が逆転することが予測された。しかしレーガンが推す超保守派のR・ボークは上院での承認が得られず、より穏健なA・ケネディが任命された。こうしてレーガンは合わせて三人の陪席判事と一人の首席判事を任命する機会を得た⁽⁴⁰⁾。

2) 中絶をめぐる判例

レーガン政権は政府の役割を小さくすることを公約としてきたが、中絶問題にかんしては司法省を通して一貫して積極的に中絶を規制する方向で司法府に介入してきた。また反中絶派が過半数を占める州の議員たちはとくに女性が中絶を諦めるようなさまざまな規制を州法とし、その合憲性が最高裁で問われた。以下で主な判例をいくつか取りあげてみよう。

86年の11月ソーンバーグ対アメリカ産・婦人科医協会事件判決 (Richard Thornburgh v. American College of Obstetricians and Gynecologists) は医師が女性患者に胎児の具体的な生育状態を知らせるパンフレットを渡すことを義務づけた州法は、医師と患者の関係への余計な干渉だと訴え、W. ブレナン判事らが支持し5対4で医師側が勝訴した判決であった。オコナーは一方ではホワイトら反対派がロー判決を覆すことを求めたがそれに同調することを拒否し、他方でペンシルヴァニア州法を覆したことは最高裁の間違いであると言って多数派にも加わらなかった⁽⁴¹⁾。ここでは5対4でかろうじてロー判決が保たれたが、7対2で支持された73年からみると保守派が力を増していることは明白であった。

88年秋のウェブスター対リプロダクティブ・ヘルス・サービス事件判決 (Webster v. Reproductive Health Services) はレーガン政権にとって最後の中絶にかんする事件であり、86年ミズーリ州の中絶を規制する州法が連邦控訴裁判所で違憲とされたが、これを最高裁が覆して州法を合憲と判断した重要な事件であった。まず胎児の生命は受精の瞬間に始まるという前提で、公立の施設や州の職員が母体を救う以外の中絶手術を行なうことや医師が相談にのることを禁止した。さらに妊娠20週以降は医師に胎児のテストを義務づけ、体外で生存が可能であれば州が中絶を禁止できると定めた。州当局は州が公的扶助金を中絶に出すことを拒んだこの法律は違憲ではないとの趣旨の上告を予定していたが、レーガン政権の命を受けた司法省はミズーリ州に対してロー判決の合憲性に直接チャレンジすることを勧めた。レーガン政権は、保守派の4人の判事にオコナーが加わりロー判決を覆せると予測したからで

あった⁽⁴²⁾。しかしキャスティング・ボートを握ったオコナーは州法を合憲としたことではレーンキストに同意したが、ロー判決を検討する必要はないと述べてロー判決を覆すことには同調せず、スカリアら保守派を怒らせた⁽⁴³⁾。

毎年1月22日はロー判決が出た日を記念して、プロライフ派は反中絶デモをワシントンDCでするのが恒例であったが、ウェブスター判決を控えた89年の1月にプロライフ派は6万5千人がデモに参加した。一方プロチョイス派は3カ月後さらに多い30万人をデモに動員し政治的に広い基盤をもつことを誇示した。また両派からの要望書や電話、手紙が最高裁へ殺到し、この裁判の行方は多くの人々の関心を引き、判事へのプレッシャーも大きかったと見られる。ウェブスター判決が中絶を規制する州法を合憲と認めたことで、これにならう州が続くことは当然予想できたため、NOWなどの女性団体は大きな危機感をもって判決を受けとめた。ロー判決を覆そうとする人々にとってはあと一步のところを逃したことになる、また中絶権を支持する人々にとってはロー判決はかろうじて生き残ったものの規制が大幅に認められたことで、どちら側にも満足のいく結果ではなかった。この88-89開廷期はニクソンが大統領になった69年から20年の年月をかけてやっと保守派が最高裁を支配したとの印象を世間に与えたが⁽⁴⁴⁾、見方を変えれば最高裁の保守革命に8年を費やしてもレーガン大統領はロー判決を覆すという大きな目標を達成することは出来なかったとも言える。

6 ブッシュ大統領と最高裁判所

1) 判事の任命

88年のブッシュ対デュカキスの選挙戦でブッシュはレーガンのプロライフの立場を継承し、レーガンの威光を借りて白人福音派の80%以上の支持をえて圧勝した。結果としてブッシュの獲得した女性票は5%男性より少なく、ジェンダーギャップはレーガンより縮まった⁽⁴⁵⁾。これはブッシュ自身がレーガンより中道寄りと見られていることや、レーガンのようにニューライトの運動の中心にいるというイメージがなかったからであろうか。

ブッシュ大統領が初めて最高裁判事を任命したのは90年の中間選挙を控えた9月、リベラル派のとりまとめ役 W. ブレナン判事の後任であった。選挙結果に悪影響をもたらさない判事選考の条件として、保守的思想の持ち主であり憲法の解釈に厳格であるがボークのように波紋を引き起こさず、また中絶など重要な争点にかんして批判を招くような論文がない人物ということで、D・スーターが選ばれた。彼は知名度の低い控訴裁判所判事であり、どのような思想の持ち主なのかは法廷に出るまでわからなかった。このような判事の選択は政治的に必要であるかもしれないが、賢明ではないとメディアに批評された⁽⁴⁶⁾。

二人目の判事任命は91年に T. マーシャル判事の後任を選ぶことであった。マーシャルはジョンソン大統領により初の黒人判事として任命され、20余年にわたり一貫して少数者、黒人、女性の権利を擁護し続けたリベラル派の判事であり、ブッシュ大統領はその後任に白人男性を据えることはできないと考え、黒人票を狙って保守派の黒人判事 C・トーマスを選んだ。トーマスがアファーマティブ・アクションなどマイノリティの権利擁護に批判的であることは彼が雇用機会均等委員会 (EEOC) の委員長をしていた時から知られていたため、当初進歩派の全国黒人地位向上協会 (NAACP) はトーマス支持を表明しなかった⁽⁴⁷⁾。

トーマスの上院承認は当初イデオロギーが問題となるかと思われたが、司法委員会で問題となったのが EEOC 時代部下の女性 A・ヒルへのセクハラ行為の疑惑であった。真偽は不明であるがトーマスはこの疑惑が昇進を願う黒人への人種差別であると問題をすり替えて抗議し成功した。共和党は議員に党への忠誠を要求し、また黒人有権者の多い地域出身の議員は反対票を投じられず、結局上院は大もめの末52対48という最高裁史上最少の票でトーマスを承認した。しかし上院司法委員会が男性議員ばかりであることやヒル証人へ加えられた保守派議員の攻撃やセクハラに対する男性議員の鈍感さなどが多くの女性有権者を怒らせ、議会により多くの女性を送り出す運動に拍車をかけた。後述のようにこの任命にまつわる一連の騒動は翌年の共和党の選挙結果にマイナスの影響を及ぼしたことは確実である⁽⁴⁸⁾。

2) 中絶をめぐる判例

92年春の家族計画局対ケーシー事件判決 (Planned Parenthood v. Casey) がブッシュ大統領の任期中一番波紋が大きかった中絶にかんする判決であった。最高裁はペンシルヴァニア州法の規定のなかで女性が夫に事前に中絶を知らせる義務を認めなかったが、24時間の待機時間を設けること、医師が中絶以外の選択肢を通知することや未成年の場合は親に知らせるなどの州法の規定を支持した。判決文において過去10年間に国は今回以外にも5回ロー判決を覆すよう要求してきたと判事は前置きし、今回も5対4でロー判決を維持したが、上記の州の規制も認められた。この判決のさまざまな規制は若く貧しく田舎に住む教育のない女性から中絶の権利を奪うと解釈された。ウェブスター判決の時と同様に今後さまざまな中絶にかんする規制を設ける州が出てくることが予想され、女性にとって大きなインパクトをもたらした判決であった⁽⁴⁹⁾。進歩派女性グループはもっと大敗を喫してこの判決が秋の選挙の決定的争点とすることを計画しており、ロー判決は支持されたがブッシュの再選は最高裁のさらなる保守化を招きロー判決の却下につながると主張して危機感を煽った⁽⁴⁹⁾。

3) 92年の大統領選挙

ブッシュ大統領は92年1月22日の反中絶派デモが行なわれた日を選んで彼らを支持する声明を発表し、反中絶派議員に共和党綱領を草案させるなどして、ますます共和党を右寄りに追い詰めていった⁵⁰。さらに8月の共和党全国大会では右派のクリスチャン連合（CC）のP・ロバートソン師が采配を揮い、CCは共和党綱領委員会に20人も代表を送り込み、党の綱領は家族の価値を強調したものとなった。また共和党大会ではキャリアのあるヒラリー・クリントンを個人攻撃するなど働く女性を非難する露骨な戦法を用いてかえって国民やメディアの反発を招いた⁵¹。

すでに中絶問題は共和党にとってモロトフ・カクテルであり爆発寸前だという世論調査の結果が1年前から出ていたが、事実92年の党大会出席者のうち綱領の過激な言葉に賛成した者は45%と過半数を割り、67%が多様な意見を認めることを望み、12%がプロチョイスであった。また共和党内のなかで50%から70%がなんらかの条件での中絶の権利を支持しているとの結果も出た⁵²。さらに92年連邦議会選挙に出馬した共和党女性候補46人のうち1人を除いてすべてプロチョイスであり、また共和党の中にプロチョイスの女性候補を誕生させるためにWISHが結成され、最初の2カ月で15万ドルもの選挙資金を集めるなど大きな支持をえた⁵³。こうした事態は共和党指導部のプロライフに固執する方針が党を分裂させるほど深刻な問題を作り出していたことを示している。

他方クリントン民主党候補は7月の党大会の指名受諾演説で女性の中絶の選択権を認め、今後ロー判決が政治的論争にならないよう望むと述べた後、中絶を「安全で合法的で稀なものにすることを訴えた。これは中絶権を認める一方で望まない妊娠を防ぐような医療プログラムをめざしたと受け取られている⁵⁴。またトーマス判事の公聴会がきっかけとなって、民主党女性候補を議会に送る資金づくりの組織EMILY's Listに送金が殺到したこと、C・ブラウンやB・ボクサーら公聴会を争点として女性の上院議員が誕生するなど⁵⁵92年の政治状況は12年間の保守党政権の反女性政策がかえって女性の政治参加意欲を刺激し、また中絶容認に世論を動かすなどの逆作用を起こしていたことを示したと言えよう。クリントン対ブッシュのジェンダーギャップは9%であった⁵⁶。これほどの開きが出たのはブッシュ政権が継続されることでロー判決が覆されると見た女性有権者が多かったと見てよい。

政治学者S・リプセットが92年の共和党支持層として、持てる者、つまり白人、アングロサクソン系、ドイツ系、北欧系、プロテスタント、男性、富裕層、中年から老年層を挙げ、民主党支持層として、持たざる者、つまりアウトサイダー、マイノリティ、アフリカ系、ユダヤ系、カトリック、貧困層、女性、若者たちを挙げている。顕著な争点となったのは相変わらず中絶であり、ブッシュは北東部上流のエリート大学出身者の常として従来中絶やアフーマティブ・アクションにかんしてもリベラルであったが、政権中枢に入ってから反対

派に変更したことで選挙に敗北した、トリプセットは分析している。中絶について国民の2/3以上の方がプロチョイスであり、とりわけ女性と教育レベルの高い人にその傾向が強く、また共和党支持層の大学卒、専門職、会社役員らは国が道德問題に介入することを嫌ったため、ブッシュは共和党党員の73%（88年の時は91%）の票しか獲得できなかった⁶⁷⁾。

7 おわりに

93年クリントン大統領が任命したギンズバーグ判事をメディアはこぞって賢明な選択と称賛した。この時の判事選考の条件として挙げられていたのは、一流の知性、判事や法曹学者として卓越したキャリア、そしてクリントン同様中道的な思想の持ち主、であった。ギンズバーグは70年代に女性の権利を擁護していくつもの画期的な判決を獲得してきたワシントンDCの控訴裁判事であり、上院司法委員会の承認のための公聴会では女性の中絶の権利を支持すると明快に答えた。過去の公聴会では、指名された判事がいかに中絶の問題に明確な姿勢を見せずに済ますかに努力を払い、真実を引き出そうとする議員と白熱したやりとりになったが、それとは対照的であった。ギンズバーグの答弁が何も波紋を引き起こさなかったことは、プロチョイスを表明するクリントンを大統領に選んだ現在のアメリカ社会が、中絶権を支持すると胸を張って言えるような社会に変わったことをよく表している⁶⁸⁾。

振り返って見ると、これまでの共和党政権下での判事の人選がいかに党派的な発想でなされてきて資質の一流でない判事までもが選ばれていたかを、今回のギンズバーグの任命は世間に改めて認識させる機会となった。クリントン大統領は就任直後の1月22日に中絶に関する連邦の諸制限措置を撤廃する大統領命令を出した。ギャグ・ルールや中絶薬 RU486の輸入禁止などが撤廃された⁶⁹⁾。クリントン政権で同じくプロチョイスを表明するJ・リノ司法長官のもとで、最高裁への対応はレーガン・ブッシュ政権の時とは全く異なったものになることは明らかである。

現在中絶の問題は女性の権利か否かで問われているのではなく、中絶権を野放しではなくどのようにコントロールするかに重点が移ったと言えよう。貧困者にとって中絶の選択権をどう保障すべきか、つまり財政的に援助すべきか否かに現在議論が集中している。93年夏に大統領も賛成するハイド修正法撤廃の動議が連邦議会に出されたが、これは下院で否決された⁶⁰⁾。国民にとってまだ公的扶助金を中絶にあてることへの抵抗が大きいのであろう。また現在提案されているヘルスケア・プログラムはメディケアを発展的に解消する形を取っているが、このように中絶をカバーすることの是非はこれから議会で大いに議論を呼ぶことであろう。公的扶助が貧しい女性の中絶費用に当てられるようになれば、これまでのように州が中絶を規制する権限は大幅に削減され、女性にとって73年のロー判決が名実ともに女性の権

利として保障される時代が到来する。同時に中絶容認派の大統領が誕生したことで、中絶反対派が追い詰められてますます過激な実力行動を取る危険性も大きい。

最高裁は政治論争の「ストームセンター」だとオリバー・ウェンデル・ホームズはかつて述懐したが⁽⁶¹⁾、ロー対ウェード事件判決が引き起こした波紋は80年代の最高裁がまさにそのストームセンターであったことを実感させる。確かに最高裁が保守化したことからくるインパクトは大きかったが、この判決は大統領がどれほど司法府に影響力を及ぼそうとしても限りがあるという、憲法の起草者の意図を認識させる好事例であったと言えるだろう。

註

- (1) *Time*, Sept. 21, 1991, *New York Times Weekly Review*, July 25, 1993.
- (2) Henry J. Abraham, *Justices and Presidents: A Political History of Appointments to the Supreme Court* (New York: Oxford UP, 1992) 7-8, 65-66.
- (3) Susan Faludi, *Backlash: The Undeclared War Against American Women* (New York: Crown Publishers, Inc, 1992) 229-80.
- (4) *Roe v. Wade: The Complete Text of the Official U.S. Supreme Court Decision* (Philadelphia: Running P, 1992).
- (5) ハイド修正法の実施は裁判で遅れていたが、カーター大統領は行政命令で連邦資金を中絶に充当することを禁止した。Andrea Dworkin, *Right-wing Women* (New York: Perigree Books, 1983) 99.
- (6) 福音派信徒の社会・経済的階層は比較的低い。60年代プロテスタント主流派の信徒が10~20%も脱会しているとき、福音派の南部バプテリスト連盟は70%も増加し、組織、信徒、資金面でマージナルな存在ではなくなった。Jerome L. Himmelstein, *To the Right: The Transformation of American Conservatism* (Berkeley: U of Cal P, 1990) 109-115. A. James Reichley, "Religion and the Future of American Politics," *Political Science Quarterly*, 101.1 (Centennial Year 1886-1986), 24.
- (7) Reichley, 23-25. *U.S. News & World Report*, April 12, 1993, 30.
- (8) Reichley, 24-25. しかし80年の選挙でキリスト教ニューライトのレーガン支持はさほど決定的ではないとの説もある。Michael Lienesch, "Right-Wing Religion: Christian Conservatism as a Political Movement," *Political Science Quarterly*, 97.1 (1982), 403-5.
- (9) Himmelstein, 75. Reichley, 26.
- (10) Himmelstein, 81-82.
- (11) Lienesch, 409-10.
- (12) Reichley, 27.
- (13) *Washington Post*, Sept. 30, 1985.
- (14) Reichley, 26-27. *New Republic*, Oct. 22, 1984, 18-20.
- (15) Reichley, 30-33.
- (16) Reichley, 31-34.
- (17) Reichley, 34-35. この件についてはオコナー大司教はフェラーロと同じくプロチョイスのカトリック信徒であるニューヨーク州知事 M・クオモと対談したが平行線で終わっている。*New Republic*, September 17 & 24, 1984, 15-18.
- (18) Robert B. Fowler, *Religion and Politics in America* (P: Metuchen, Scarecrow 1985), 187-192.
- (19) *New Republic*, Dec. 3, 1984, 4.

- (20) Clyde Wilcox, "Race Differences in Abortion Attitude," *Public Opinion Quarterly*, Summer 1990, 248.
- (21) Himmelstein, 102.
- (22) Marilyn French, *The War Against Women* (New York: Ballantine Books, 1992) 91.
- (23) Himmelstein, 106-8.
- (24) ケビン・フィリップス『富と貧困の政治学』(草思社, 1992) 92.
- (25) フィリップス, 274-75.
- (26) Carol M. Mueller, "The Empowerment of Women: Polling and the Women's Voting Bloc," *The Politics of the Gender Gap: Social Construction of Political Influence*, C.M. Mueller ed. (New York: Sage Publications, 1988) 16-18, 30-31. 数字は CBS/New York Times 出口調査による。
- (27) Julio Borques et al, "Press Portrayals of the Gender Gap," *The Politics of the Gender Gap*, 124-26, Mueller 17-18, 30-34, 296. 82年の選挙で7州の知事と23の下院の議席を民主党に取られた。84年の選挙でのレーガンのジェンダーギャップは6% (CBS/New York Times) から9% (NBC News) であった。
- (28) Elder Witt, *A Different Justice: Reagan and the Supreme Court* (Washington DC: Congressional Quarterly Inc, 1985) 100.
- (29) Lincoln Caplan, "Reagan Challenge to the Rule of Law," *The Reagan Legacy*, Sidney Blumenthal and Thomas B. Edsall ed. (New York: Pantheon Books, 1988), 231-32. ABA は15人からなる連邦司法府委員会で任命予定の候補者を三段階, 1:十分資格がある (WQ), 2:資格がある (Q), 3:資格がない (NQ) で評価し, この評価を司法省に報告する。Henry J. Abraham, *The Judicial Process: An Introductory Analysis of the Courts of the United States, England, and France* (New York: Oxford U P, 1993), 23-28.
- (30) 最高裁判事については, たとえばレーンキストとスカリアは委員会の全員一致で両者を最高の資格有りとして認めた。上院で承認されなかったボークは WQ 10:反対しない 1:NQ 4 であった。91年のブッシュ大統領が任命したトーマスの時はスカリアと同じ基準で 0:12:2 (1人棄権) であった。 *The Judicial Process*, 22-27.
- (31) Caplan, 226-30. Witt, 100.
- (32) 75年にフォード大統領は女性を候補者のリストからはずさないようにと司法長官にわざわざ指示していた。 *The Justices and Presidents*, 328.
- (33) その際中絶に反対の判事を選ぶかと質問され, レーガンは単一の争点で選ぶようなことはしないと答えた。 Witt, 31-33.
- (34) *Time*, July 20, 1981, 18-25.
- (35) *New York Times*, July 25, 1993, 判事承認のための公聴会で中絶にかんする思想が問題にならなかったのは J. P. スティーブンスだけであり, 75年当時はロー判決が問題視されていなかったことを表すものである。
- (36) David G. Savage, *Turning Right: The Making of the Rehnquist Supreme Court* (New York: John Wiley & Sons, Inc., 1993), 303-5.
- (37) 上坂昇「司法積極主義の後退」『アメリカ政治経済の争点』泉昌一他 (有斐閣選書, 1988), 90-91. Caplan, 218-20.
- (38) Witt, 11.
- (39) *Newsweek*, July 7, 1991, 20. またこれを司法消極主義と呼ぶのは誤りであり, 積極的に保守化を進めたレーガン時代の最高裁はウォーレン・コート同様に司法積極主義であったという見解もある。 David M. O' Brien, *Storm Center: The Supreme Court in American Politics*, (New York: W. W. Norton & Co., 1990), 61.

- (40) 超保守派と見なされたボーク判事の上院での承認に最も批判が集まったのが中絶にかんする判事の見解であった。 *U.S. News & World Report*, Sep. 14, 1987, 20-21.
- (41) Savage, 264-65.
- (42) Savage, 227-28.
- (43) Savage, 227, 298. ロー判決がほとんど覆されそうになった事情が93年にマーシャル判事の遺したファイルから明らかになった。 *New York Times*, May 24, 1993.
- (44) *Time*, Oct. 21, 1991, 15.
- (45) *The Justices and Presidents*, 336.
- (46) *The Justices and Presidents*, 365-69. *New York Times Weekly Review*, Sep. 23, 1990. *Newsweek*, July 15, 1991, 20.
- (47) 後になってトーマスの代わりに白人の保守派判事が来るよりはましだとして、NAACPは結局トーマスを支持した。 *Time*, Oct. 21, 1991, 7-16.
- (48) *Newsweek*, July 13, 1992, 38-41. *Time*, March 9, 1992, 54.
- (49) *U.S. News & World Report*, April 12, 1993, 30. *Newsweek*, May 4, 1992, 26-31. *Newsweek*, July 13, 1992, 38-41.
- (50) *New York Times Weekly Review*, Jan. 26, 1992.
- (51) Jo Freeman, "Feminism vs. Family Value: Women at the 1992 Democratic and Republican Conventions," *Political Science and Politics*, March 1993, 24-27, 52.
- (52) *Newsweek*, July 8, 1991, 19. CBSの調査, *Political Science and Politics*, March 1993, 24.
- (53) WISH = Women in the Senate and House. これまで共和党支持であった郊外に住むプロチョイスの若い女性たちが中絶問題一つでも危機感を感じたら民主党支持に変わると予測された。 *Newsweek* May 4, 1992, 26-31. *Trends*, Mar/Apr 1993, 58-61.
- (54) *New York Times*, June 15, 1993.
- (55) EMILY's List = Early Money Is Like Yeast. *Trends*, Mar/Apr 1993, 58-61.
- (56) Seymour M. Lipset, "The Significance of the 1992 Election", *Political Science and Politics*, March 1993, 7-14.
- (57) ギンズバーグがユダヤ系女性であるのは、久しくユダヤ系判事が空席であったことを補い、また女性の支持も得られ、しかもクリントン同様リベラル中道派でありうってつけの人選だった。 *New York Times*, May 30, July 22, 1993. *Newsweek*, June 14, 1993, 34-35.
- (58) たとえば *New York Times* はギンズバーグ判事が60才と比較的高年令であることは、クリントン大統領が若い判事を任命して来世紀まで影響力を及ぼす意図をもたない証拠であると歓迎し、年齢からくる円熟さも評価した。これはまた前回のトーマス判事のように40代前半のしかも判事歴の乏しい人物を最高裁に据え、21世紀にまで影響を及ぼそうとしたブッシュ大統領への痛烈な批判でもある。 *New York Times*, July 25, 1993.
- (59) *New York Times*, Jan. 23, 1993. ギャグ・ルールとは連邦の資金援助を受けている施設で、医師以外のスタッフが患者に中絶に関する助言を与えることも禁止した制度である。
- (60) 下院で255対178で廃案とする動議は否決された。 *New York Times*, July 1, 1993.
- (61) O'Brien, 13.